

ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 18 年 7 月 26 日

各 位

上場会社名 モジュレ株式会社

(コード番号3043:大証ヘラクレス)

本社所在地 東京都港区赤坂二丁目 10番9号

代表者代表取締役松村 明

問 合 せ 先 取締役 セントラル・コーポレーション サービス・ディビジョン マネージャー

徳 永 淳 子

電 話 番 号 (03)5575-5721(代表)

(URL http://www.modulat.com/)

定款の一部変更に関するお知らせ

記

当社は、平成18年7月26日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成18年8月25日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1.変更の理由

(1)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会の招集に際し、より充実した情報の開示を行うことができるよう、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示するための規定を新設するものであります(変更案第14条)。

議決権の代理行使について株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、 変更するものであります(変更案第15条)。

取締役会をより機動的に運営するため、その決議につき必要に応じて書面または電磁的記録により承認することができるよう、規定を新設するものであります(変更案第21条)。

取締役および監査役が職務の執行にあたって期待された役割を十分に発揮できるよう、また、有能な人材を確保できるようにするために、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結することができるよう、規定を新設するものであります(変更案第27条)。

尚、第27条の新設のうち、取締役に関する部分につきましては、監査役全員の一致による同意を得ております。

その他、会社法の条文に合わせた用語の変更、規定加除および移設等の整理を行うものであります。

- (2) 当社株式が平成18年6月20日付をもって大阪証券取引所へラクレス市場に上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第6条(株式取扱規程)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 公告閲覧の利便性の向上および公告費用の節減のため、公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更し、併せて不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (4) 以上のほか、規定の新設、削除に伴う条数の変更、定款の全般にわたる規定の構成の変更 および項数の表示その他一部字句の整備を行うものであります。

2.変更の内容 変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更後定款(案)
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 当会社は、モジュレ株式会社と称し、英文では、	第1条 < 現行どおり >
modulat inc.と表示する。	
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 <現行どおり>
1. 電子計算機利用の保守・運用・管理・評価サービス	
2. 電子計算機利用の経営コンサルティング	
3. 電子計算機及びその周辺機器の販売及びレンタル	
業	
4. 電子計算機のソフトウェアの開発・設計・製作・販売	
5.前各号に附帯する一切の事業	
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 <現行どおり>
	(機関の設置)
<新 設>	第4条 当会社は、取締役会および監査役を置く。

現行定款	変更後定款(案)
(公告の方法)	(公告方法)
第 <u>4</u> 条 当会社の <u>公告は、</u> 日本経済新聞に掲載して行	第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただ
う。	し、事故その他やむを得ない事由によって電
	子公告による公告をすることができない場合
	<u>は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式 <u>および端株</u>	第2章 株式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 <u>5</u> 条 当会社の <u>発行する株式の総数</u> は、20,000株とす	第6条 当会社の発行可能株式総数は、20,000株と
ర .	する。
	<u>(株券の発行)</u>
<新 設>	第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行す
	<u> వ</u> .
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 <u>6</u> 条 当会社の <u>発行する</u> 株券の種類 <u>ならびに株式の名</u>	第8条 当会社の株券の種類、株主(実質株主名簿
<u>義書換、端株の買取請求の取扱</u> 、その他株式 <u>お</u>	に記載又は記録された実質株主を含む。以
<u>よび端株</u> に関する手続 <u>ならびに</u> 手数料は、取締役	下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変
会の定める株式取扱規程による。	<u>更</u> 、その他株式に関する手続 <u>並びに</u> 手数料
	は、取締役会の定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人)	(株主名簿管理人)
第7条 当会社は、株式および端株につき名義書換代理	第 <u>9</u> 条 当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。
<u>人</u> を置く。	
名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取	<削除>
締役会の決議により選定する。	No. 72
当会社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登	<削除>
録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え	
置き、株式の名義書換その他株式および端株に	
関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。	

現行定款	変更後定款(案)
(基準日)	
第8条 当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載また	<削除>
は記録された株主をもって、その決算期に関する	
定時株主総会において権利を行使すべき株主と	
<u>みなす。</u>	
前項のほか、株主、登録質権者または端株主とし	<削除>
て権利を行使すべき者を確定するために必要が	
あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を	
<u>定めることができる。</u>	
第3章 株主総会	第3章 株主総会
	 (基準日)
<新 設>	 <u>第10条</u> 当会社は、毎年5月31日の株主名簿に記載
	フは記録された株主をもって、定時株主
	総会において権利を行使することができ
	<u>る株主とする。</u>
(招集の時期)	 (招集の時期)
第9条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3	 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを
ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場	招集する。
株主総会は、東京都各区内においてこれを開催	< 削除 >
<u>する。</u>	
(招集者および議長)	(招集 <u>権</u> 者および議長)
第10条 株主総会は、代表取締役が招集し、その議長と	第 <u>12</u> 条 < 現行どおり >
なる。代表取締役に事故あるときは、取締役会	
においてあらかじめ定めた順序により、他の取	
締役が株主総会を招集し、議長となる。	

現行定款 変更後定款(案)

(決議の方法)

第<u>11</u>条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段 の定めがある場合を除き、出席した株主の議決 権の過半数をもって<u>する</u>。

> 商法の定めによる特別決議および同条の決議 方法が準用される決議は、総株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもってする。

(決議<u>要件</u>)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

<新 設>

(参考書類等のインターネット開示)

第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、 連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の 定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を 代理人としてその議決権を行使することができ る。この場合、株主または代理人は代理権を<u>証</u> する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1名を代理人としてその議決権を行使する ことができる。この場合、株主または代理人 は代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出 しなければならない。

(議事録)

第13条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果 は、これを議事録に記載または記録し、議長な らびに出席した取締役が記名捺印または電子 署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

<削除>

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第14条 当会社に取締役6名以内を置く。

(員数)

第16条 < 現行どおり>

	現行定款		変更後定款(案)
(選任)		(選任)	
第 <u>15</u> 条	取締役は株主総会において選任する。	第 <u>17</u> 条	<削除>
_	取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分		取締役の選任は、株主総会において、議決
	の1以上を有する株主が出席し、その議決権の		<u>権を行使することができる株主</u> の議決権の3
	過半数をもって <u>する</u> 。		分の1以上を有する株主が出席し、その議決
			権の過半数をもって <u>行う</u> 。
_	取締役の選任については、累積投票によらな	_	<現行どおり>
	l I.		
(任期)		(任期)	
第 <u>16</u> 条	取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算	第 <u>18</u> 条	取締役の任期は、選任後2年以内に終了する
	<u>期に</u> 関する定時株主総会終結の時までとする。		事業年度のうち最終のものに関する定時株
			主総会終結の時までとする。
	補欠または増員のため選任された取締役の任		<現行どおり>
	期は、現任取締役の残任期間とする。		
(代表取	締役および役付取締役)	(代表耳	収締役および役付取締役)
第 <u>17</u> 条	取締役会の決議により、当会社を代表すべき取	第 <u>19</u> 条	取締役会は、取締役の中から代表取締役1
	<u>締役1</u> 名を <u>定める</u> 。		名を <u>選定する</u> 。
,	者および議長)	,	賃者および議長) ● ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 <u>18</u> 条	取締役会は、法令に別段の定める場合を除き、	第 <u>20</u> 条	<現行どおり>
	代表取締役がこれを招集し、その議長となる。		
			. TB. (= 15 to 10 to
	代表取締役に欠員または事故あるときは、取締		<現行どおり>
	役会においてあらかじめ定めた順序により、他		
	の取締役が取締役会を召集し、議長となる。		

現行定款	変更後定款(案)	
(招集通知)	(招集通知)	
第 <u>19</u> 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監 査役に対し、会日の3日前までに発する。ただ し、緊急のときは、この期間を短縮することがで	第 <u>21</u> 条 <現行どおり>	
きる。 取締役および監査役全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで取締役会を開くことが	<現行どおり>	
できる。 <新 設>		
(決議方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、出席した取締役の過半数をもってする。	< 削除 >	
(議事録) 第21条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果 は、これを議事録に記載または記録し、出席し た取締役および監査役がこれに記名捺印また は電子署名を行う。	< 削除 >	
(取締役会規 <u>定)</u> 第22条 取締役会の運営その他に関する事項について は、法令または本定款のほか、取締役会におい て定める取締役会規程による。	(取締役会規 <u>程)</u> 第22条 <現行どおり>	
(報酬) 第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれ を定める。	< 削 除 >	

	現行定款	変更後定款(案)
	第5章 監査役	第5章 監査役
(員数)		(員数)
第 <u>24</u> 条	当会社に監査役4名以内を置く。	第 <u>23</u> 条 < 現行どおり >
(選任)		(選任)
第 <u>25</u> 条	監査役は、株主総会において選任する。	第 <u>24</u> 条 <削 除>
_	<u>監査役の選任決議は、総株主</u> の議決権の3分	監査役の選任は、株主総会において、議決権
	の1以上を有する株主が出席し、その議決権の	<u>を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1
	過半数をもって <u>する</u> 。	以上を有する株主が出席し、その議決権の過
		半数をもって <u>行う</u> 。
(任期)		(任期)
第 <u>26</u> 条		第25条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す
	<u>期に</u> 関する定時株主総会の終結の時までとす	る事業年度のうち最終のものに関する定時株
	న .	主総会終結の時までとする。
	建包含4 4 28 7 2 4 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	< 現行どおり >
	補欠のため選任された監査役の任期は、退任	
	した監査役の残任期間とする。	
(労動の	監査役)	(常勤監査役)
	ニュロス) ・監査役は、その互選により常勤監査役若干名を	(帝却風目収) 第2 <u>6条 監査役は、その互選により</u> 常勤監査役若干
70 <u>61</u> 75	定める。	名を選定する。
	~~~~~	П с <u>кам. 7 м</u> о
(報酬)		
	監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれ	<削除>
2,2	を定める。	

現行定款	変更後定款(案)	
<新設>	第6章 取締役および監査役の責任免除	
	(損害賠償責任の一部免除)	
<新 設>	第27条 当会社は、取締役会の決議をもって、取締	
	役(取締役であった者を含む。)及び監査	
	役(監査役であった者を含む。)の当会社	
	に対する損害賠償責任を、法令が定める	
	範囲で免除することができる。	
<新 設>	当会社は、社外取締役および社外監査役	
	との間に、当会社に対する損害賠償責任	
	に関する契約を締結することができる。 ただ	
	し、その賠償責任の限度額は、法令が規定	
	する最低責任限度額とする。	
第 <u>6</u> 章 計算	第 <u>7</u> 章 計算 	
(営業年度)	(事業年度)	
第 <u>29</u> 条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年6月1日から翌年5	   第 <u>28</u> 条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年6月1日から翌年5	
月31日までと <u>し、毎営業年度末に決算を行う。</u>	月31日までと <u>する。</u>	
<u>(利益配当)</u>	<u>(剰余金の配当)</u>	
第30条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載	第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の	
または記録された株主、登録質権者および同	株主名簿に記載又は記録された株主若しく	
決算期現在の端株原簿に記載または記録され	は登録株式質権者に対し、期末配当を行うこ	
た端株主に対しこれを行う。	<u>とができる。</u>	
	前項のほか、取締役会の決議により、毎年11	
<新設>	月30日の株主名簿に記載又は記録された株	
	主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当	
	<u>を行うことができる。</u>	

	現行定款	変更後定款(案)	
(中間配	<u>当)</u>		
第31条	取締役会の決議により、毎年11月30日現在の	< 削除 >	
	株主名簿に記載または記録された株主、登録		
	<u>質権者および同日現在の端株原簿に記載また</u>		
	<u>は記録された端株主に対し、商法第293条/5</u>		
	の規程による金銭の分配(中間配当という。)を		
	<u>行うことができる。</u>		
   (配当金 <u>等</u> の除斥期間)		(配当金の除斥期間)	
第32条	<u>利益</u> 配当金び中間配当金が支払開始の日から	<u>第30条</u> 期末配当金及び中間配当金が支払開	始日
	満3年を経過してもなお受領されないときは、当	から満3年を経過してもなお受領されな	いとき
	会社はその支払の義務を免れる。	は、当会社はその支払の義務を免れる。	

## 3.日程

定款変更のための株主総会開催日平成 18 年8月25 日(金曜日)定款変更の効力発生日平成 18 年8月25 日(金曜日)

以上